

# 行政刷新会議事業仕分け議事 録(内閣府行政刷新会議HPに よる)

## 行政刷新会議ワーキンググループ

### 「事業仕分け」 WG-B

日 時：平成 22 年 5 月 24 日（月）16：40～17：30

項目番号：B-41

項 目 名：指定講習事業

法 人 名：（財）理容師美容師試験研修センター

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：菊田衆議院議員、寺田衆議院議員、亀井参議院議員、市川評価者、木下評価者、  
福嶋評価者、水上評価者、南評価者

説明者：厚生労働省 上田健康局長、松岡健康局生活衛生課長

(財)理容師美容師試験研修センター 荒賀理事長、松浪専務理事

全日本美容生活衛生同業組合連合会 藤原副理事長 ((財)理容師美容師試験研修センター指定講習会企画運営委員会委員)

全国理容生活衛生同業組合連合会 堀中央名誉講師

改革推進部局：内閣府公益法人行政担当室 新井参事官

○熊谷進行役 ただいまから、理容師美容師試験研修センターの行っている指定講習事業について、仕分けの作業に入らせていただきます。御説明を5分程度でお願いいたします。

○説明者(厚生労働省) 生活衛生関係営業を担当しております健康局長でございます。

理容・美容・クリーニング・飲食業などは国民生活に密着したサービスを提供する一方、衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制のもとで活動をしております。これらは零細企業が大部分ですが、商店街や住宅地などでまちを活性化し、地域住民の生活に潤いを与える役割を担っております。これから担当が説明いたしますが、本日はそれぞれの業界の方も参加しておりますので、現場の声も聞いていただければ幸いです。

○説明者(厚生労働省) それでは、管理理容師・美容師の指定講習事業について御説明したいと思います。資料につきましては、120ページをお開きいただければと思います。そこからがこの指定講習事業でございますけれども、恐縮でございますけれども、まず、この指定講習事業を実施しております理容師美容師試験研修センターの説明につきまして、122ページをお開きいただければと思いますが、122ページの上の部分でまず御説明させていただきたいと思っております。

この研修センターでございますけれども、理容師・美容師の試験事務・登録事務と指定講習事業と2つ行っております。理容師・美容師は厚生労働大臣免許の国家資格でございます。厚生労働大臣の指定を受け、当センターが試験事務、登録事務を実施しております。受験者は年間約3万人でございます。近年、減少傾向にございます。また、管理理容師・美容師の講習事業を都道府県知事の指定を受けまして当センターで実施をしております。

続きまして、指定講習事業についての説明でございます。122ページの下の部分を見ていただければと思います。理容師・美容師法に基づきまして、2名以上の理容師、または美容師がいる理容所・美容所は、高度な衛生知識を備えた管理者を置くことを義務づけております。3年以上の実務経験を持つ理容師・美容師を対象に、管理理容師・美容師講習事業を実施しております。都道府県知事が講習を実施する能力のある法人を指定し、講習事業を実施しているところであります。京都の美容師の場合を除きまして、他の都道府県は当センターを指定しております。

続きまして、管理理容師・美容師制度についての説明をさせていただきたいと思っております。123ペ

ージの上の部分をお開きいただければと思います。昭和 40 年代に、この理容業・美容業の衛生水準を高める必要性から、業界の要望が高まりまして、立法措置によりまして、昭和 43 年からこの制度が導入されております。

趣旨としては、衛生水準確保のためには、保健所の立入検査等では限界がありまして、理容所等が自ら衛生管理を行うことが重要でありまして、特に複数の理容師等がいる場合には、理容所等の全体の衛生管理を確保するためには、管理的な立場に立って経験の浅い人を指導できる人が必要であると。こういうことで、より専門的、就業経験に即した衛生管理の知識、業務と感染症のかかわり方、衛生管理計画の策定などを習得できる講習を実施しております。このように複数の人が働いているところで、管理する理容師等を明確にして、店舗としての一体的な衛生管理を行うこととしておるところでございます。

続きまして、120 ページにお戻りいただければと思いますが、講習の内容、講習料についての説明をさせていただきたいと思っております。講習の内容につきましては、制度内容の欄に書いておりますけれども、公衆衛生 4 時間、理容所等の衛生管理のあり方 14 時間を 3 日間で実施し、講習効果があった方には修了証を交付しております。補足事項の欄にございますが、受講者数は年間約 1 万人で、受講料は 1 万 8,000 円でございます。

人件費は 36% 程度でございまして、年間の講習事業の予算は、コストの欄にございますが、平成 22 年度で約 2 億円、国の補助は入っておりません。

続きまして、121 ページをお開きいただければと思います。実績等について御説明させていただきます。受講状況の動向につきましては、成果実績の欄にございますが、その年の研修受講者数約 1 万人を新規免許登録者数で割った数値で傾向を見ますと、44% 程度で推移しております。ただし、受講者数を新規開店者数で割りますと 9 割で、ほぼカバーをしているところでございます。

当センターで講習事業を行う意義といたしましては、自己評価の欄に書いておりますが、理容師等の資格の登録も行っておりますので、これに合わせて、管理理容師等の講習済みの情報管理を一体的に行いまして、本人からの照会等に有用であるというのが 1 点でございます。また、統一的な教材の作成で、無駄の排除、質の確保を図れるというのが 2 点目でございます。更に、受講者数が少ない県でも、本センターの実施により共同開催、他県で開催している講習を受けるなど利便性が高いといったことがございます。

続きまして、センターの改革案ということで、123 ページの下の欄をお開きいただければと思います。この研修センターの改革案ということで示しておりますが、試験や講習の受講者が少子化の影響等で減少している中で、国庫からの補助がなく、受験料、受講料のみで費用を賄う必要性がありますから、料金になるべく上がらないようにするため、組織、職員のスリム化に努力しております。このため、地域組織のブロック化、職員の削減等による人件費のコストダウンを図っております。

厚労省の O B の役員につきましては、常勤 2 名、非常勤 4 名を、現在、それぞれ 2 名、2 名としておりまして、更に、本年 5 月までに公募で選定することとしております。

このほか、講習事業の内容の充実、コスト削減の徹底に努める考えでございます。

公益法人のシート、124 ページには法人の現状と改革の取り組みの詳細を記しているところがございます。

以上でございます。

○熊谷進行役 それでは、改革推進担当のお考えをお示してください。

○改革推進部局 ただいま御説明ございましたとおり、管理理容師・管理美容師は、従業員2名以上の事業所に法律上義務づけられている資格でございます。当センターはそのための講習会を実施しているということでございます。

しかしながら、今お話があったとおり、その講習の主要な内容は、公衆衛生関係及び理容所・美容所の衛生管理ということでありまして、およそすべての事業所の理容師・美容師に関係するものではないか、就業者2名以上の事業所に限定して資格を義務づけているということで、この講習でもたらされる高度な衛生知識とは何であるか、これを有する者を置く必要があるのか、そういったところにつきまして、受講者の負担とのバランスにおいてどう考えるか御議論いただきたいと思っております。

○熊谷進行役 それでは、主な論点を取りまとめた寺田議員からお示しいたします。

○寺田衆議院議員 午前中からも続いていますけれども、検定、講習、資格等々のことについての議論になると思います。勿論、税金は入っておりませんが、法律によって義務づけられている、いわゆる講習という形で、特定の業界の方には、これが通らなければ新しいお店を出せないというような場合もあると。果たして国がこういうのを義務づけていることが正しいのかどうか、その講習自体がではどのようになっているのかどうかということを御議論いただきたいと思っております。

○熊谷進行役 それでは、御議論をお願いいたします。

なお、終了目安を17時15分、ここは40分タイムですので、よろしくをお願いいたします。

○菊田衆議院議員 お伺いしますが、指導的立場にある人が新たに習得すべき高度な専門知識とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） 指導的な立場の方といたしましては、まず最初に、養成校におきまして座学でいろんな感染症とか衛生管理について学びますが、やはり実務経験を積んだ上で、衛生管理、感染症を防ぐためにどうするのかといったようなことをしっかり学ぶといったこと、それから衛生管理の計画を理容所・美容所で立てる必要がございますので、そういったこと、それから職員の健康管理とかそういったこともしっかりやるようなことをすると。こういったことを実務に即した形でより専門的な形で教えるということでございます。

○菊田衆議院議員 それは理容師の資格を得るときに一緒に受ければいいのではないかと思っただけですが、それでは不十分であり、例えば感染症とかインフルエンザとか、そういう新しいものに対する対応なんだと、あるいは指導的な立場でいろんな経営的な指導を行っていくためのスキルなんだと、こういうことなんですけれども、もしそうだとすれば、2人以上従事している理容所や美容所だけがその対象になるのはおかしいということではないのでしょうか。本当に高度な衛生知識を維持していかなければならないということであれば、1人しかいない店舗でも必要ではないのでしょうか。

例えばインフルエンザの知識とか感染症の知識というのは、1人しか理容師さん、美容師さんがいない店舗でも、お客様の公衆衛生を守るという立場においては必要なことではないかと思うんですが。

○熊谷進行役 これは制度設計側なので、厚労省の方にお答えいただいた方がいいですね。

○説明者（厚生労働省） はい。これにつきましては、理容所・美容所で業務に携わる従業者の方が複数になりますと、やはり店舗として一体的に衛生管理をしなければいけない事項ということが多くなります。この責任体制をしっかりとすることが必要でございますので、ある意味で、この責任を持った方に衛生管理のあり方、指導をするといったような観点からも、知識を得て、それでしっかりお店の衛生管理を一体的にできるようにするということが重要であるということで、複数にしているところでございます。

○菊田衆議院議員 どうもわかったようなわからんような説明なんですけど、何を目指しておられるのかちょっとよく理解できないですね。平成21年度ですと1万人の受講者があったということですが、講習効果があった者に修了証書を交付しているということですか。1万人受けて何人の方に交付書を出されたんですか。

私がお聞きしている、この試験がどんなものか、講習がどんなものかということをお聞きしている聞いてみたら、ただもう寝てればいいぐらいの内容だと、果たしてこれ本当にどれだけ意味があるのかよくわからない、というような感想をお持ちの方が大勢いらっしゃったんですけども、そのこともつけ加えて、ちょっと、どれぐらい修了証書を交付されたのか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 試験センターの理事長でございます。21年度からは、従来の講習の運営方法、抜本的に改善をいたしました。特に現場でわかりやすい教材を全面的に改良したものを作り直しまして、それをやっております。それから修了に際しては、従来は簡単な筆記試験でやっております、マル、バツで50点以上、しかも教材を見て回答ができるというようなものでありましたが、それでは、お店できちっとした衛生管理、しかも高度で、管理者であり、また指導者であるわけですから、そういう能力を身につけるには、まず自分の店舗の管理の仕方がどうなっているか、衛生管理、それを率直に、この3日間のうちの最初に提出をしてもらいます。

そして、講習が終わりましたときに、必ず改善点が出ますから、それをしっかりと書いていただいて、その問題点と改善点を書き込んでいただくと。それを環境衛生監視員という資格を持った者が全部チェックして、そして十分修了効果が上げられているということであれば認定をいたしますし、不十分であれば、マンツーマンで指導して、そして改善計画の実施を変更してもらって、これなら研修効果は十分認められるというふうに、そういう実践的な衛生管理状況を書かせ、そしてそれを講義、またDVDという新しい副教材もつくりましたが、そういったこともやりながら、最後の認定に個別に判断をしていくと、そういう実践的な形を取っているわけでございます。

したがって、出席者、全課程を出席するということが必要なのと、その個別の衛生管理計画を是正をして、そして店舗で十分な衛生管理が実行できるような形にして修了認定といたしておりますので、余り修了が、欠席者以外は、修了はされないというケースは誠に少のうございます。

以上でございます。

○寺田衆議院議員 その数字を。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） では具体的に数字を申し上げますと、例えば 21 年度ですと、1 万 535 人が受講しております、この講義は 1 時間でも欠けた者は修了認定しない。

○寺田衆議院議員 数字だけ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 283 人。大体 2.5%から 2.6%の者が修了認定されておられません。

○寺田衆議院議員 その人が修了認定されない理由は、出席すべき授業に出なかったからなのか、最後の試験なのか、測定なのかで落ちたのか、どちらでしょう。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 両方ございまして、1 つは、ここに店舗の調査票があるんですが、初日にこれを配ります。それで、3 日目の午前中に、これは個人に関する事、それから店舗の器具に関する事、そういう消毒方法の全部調査をやりまして、これをもとに授業をやるわけです。それで、どの店舗もやはりどこかの点で欠けているところがありますので、その改善計画を出させる。その改善計画が正解であれば修了認定をするという、こういう仕掛けになっております。

○寺田衆議院議員 まず、講習義務が課せられているものですから、ちょっと義務の範囲を聞きたいんですけども、1 人でやっている美容師さん、理容師さんではなくて、複数の方がいるときにはこれを受けなければいけませんという立て付けになっていると思うんです。もうちょっと具体的に言うと、一人の美容師さんと一人の美容師資格のない従業員さん 2 人でやる場合も、これは講習は義務づけられているんですか。

○説明者（厚生労働省） これは、一人の理容師がいて、一人のただ手伝いの人というのには課せられていません。

○寺田衆議院議員 なぜ課せられないんでしょうか。

○説明者（厚生労働省） まず、理容師なり資格を持った人が 2 人いるという形になると、かなり、例えば髪を切ったりとか、ひげをそったりとか、そういうようなところまで 2 人でやるということになりますので、そういった形でやるという形になりますと、2 人がしっかり責任を持ってやるということが必要でございますので、その片方の人が全体の責任を持った形で指導するということができるようにするというところでございます。

それからもう一つの、お手伝いをするという方はそれほど高度なことはやらないということでございますので、そこまで課しているわけではございません。

○寺田衆議院議員 だって、一人ひとりの理容師さん、美容師さんは衛生講習の勉強を受けてやられているわけですから、それこそ、そういう知識はもう既に持たれている方がお二人いるわけですから、まさしくそういう場合には要らなくて、何も資格のない方がある場合には、それは全体を見なきゃいけないから管理をするこういう資格が必要だという立て付けならわかるんですけども、なぜそうなっているんでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 御承知のように、養成校で 2 年間学習をいたしますが、これはあくまで座学でございまして、そして、基礎的な知識を得ることがその内容にな

っておるわけですね。ただ、店舗に出ますと、やはり一般の会社でもやっているように、現任訓練というものは必要なんですね。現場に出て初めていろんな経験を積むわけでありまして、この免許制度は更新がありませんから、ずっと学校で得た知識だけでやっていくというのは非常に、ある意味で、今のように、例えば感染症の問題とか、あるいはいろんな薬物を使って、

○寺田衆議院議員 今、御説明されている話は、お一人でやられている方にも必ず適用される話ですので、ちょっとお答えになってないと思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） それは、政策論だと思います。しかし、一人ひとりの、

○寺田衆議院議員 政策論だとしたら、ちょっとお役所の方から。

○説明者（厚生労働省） 政策論として申し上げますと、まず、理容師と同等の立場を持った、髪を切ったりとか、ひげそったりとか、そういうようなところまでやる方がいる中で、片方が経験の浅い人という形になりますと、そういうことをしっかり指導する立場の人が必要であると。そういうことを衛生管理の面からも指導できるような指導的な知識を与える。指導したり管理をします。そういうことを一番主眼に与えているところでございます。

そういう意味でやっているわけですし、あと、ほかの人たちはごく簡単な仕事しかしませんので、そういった人たちについては、そういう管理理容師としての、通常の理容師としてのある意味で知識を持っておけばいいだろうということでもあります。

それからもう一つ、通常一人立ちをするということになりますと、これはどこか複数で働いているような、どこかの店で働くような就業をする機会を持って、かなり経験を積んでおられる方であるというのが通常見られるところでございます。

○寺田衆議院議員 最後に1つですけれども、今るるお話しされたことがあるから、こういう講習を受けてもらわなければだめなんだというお話なんですけど、実際のテキスト、コピーしたものをちょっと見させていただいたんですけれども、この中で、あるものといえば従業員の健康管理ということで、正しい食事のバランスガイドとか、その後には、健康づくりのための正しい歩き方とか、こういうたぐいの話をしているわけですね。勿論、これは一部だというお話ありますけれども、今言われた、ひげをそったり何やする人が、経験が浅い人がいるから、2人以上、理容師の資格を持っている人たちが店をやる場合にはこういう資格を取らなければいけないんだ、とはいえ、ではどういいう講習をしているのかといえば、まさしく今例示したような話をしていると。

そして、誰しもがほぼ例外なく、多少の例外はあるでしょうけれども、ほとんどみんなその資格を持っているということになると、本当にこの講習の義務付ける意味ってどこにあるんだろうと思うんですけれども、それは立て付け上、役所の方で。

○説明者（厚生労働省） 講習を義務付ける意味といたしましては、これは繰り返しになって恐縮ですが、やはり指導的、管理的な立場を持ってお店を一体的にしっかり管理をすることが重要であると。これは非常に大事なことでございます。特に理容師と同等の、資格を持っている方にしっかり指導できるようにする、そういうことが重要でございますので、より一段高いレベルの知識を持っておいていただくと、理容師に対してより高いレベルから指導できるようにする形で管理理容師



を置いておく必要があると、こういう形で制度を設けているわけでございます。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） ちょっと具体的に申し上げますと、今、分業体制というものがだんだん行われておりまして、それぞれの理容師・美容師は法律上の、衛生上の注意義務は当然持っているわけでありますが、しかし、分担ということになりますと、例えば消毒の問題、非常に重要でございますけれども、それについて、ちゃんと消毒器が機能しているかどうか、例えば紫外線の照射は大体 3,000 時間を超えますと急速に効力がなくなります。しかし、そういう管理をきちっとやっていかないと機能しない消毒になるわけですね。そういうことは是非御理解いただきたい。

○寺田衆議院議員 さっきからお話しいたしていることは全部、お一人のお店のときでも必ず必要になる話で、複数に増えたときのお話にはなっていないですよ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そういうふうに分業になりますと、どうしても間にすき間が出るわけですね。自分のやっていることさえよければいいということもあり得ますから。ですから、そういうことについて、全般的に衛生管理がきちっと行われているかの点検を誰かがする必要があるんです。横串をするということですね。それは是非必要だと思います。

○寺田衆議院議員 管理というものは必要だという視点に立つのであれば、ではどのような方が今講師としてやられているんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 講師は、医師、歯科医師、獣医師、それから薬剤師。

○寺田衆議院議員 公衆衛生のプロではないですか。管理をするんだと、すき間がないようにいろんな意味でマネジメントをするんだということを教えるのであればほかの方でもいいと思うんですけれども、教えられている方は、公衆衛生の一段上の発想の、立場の方から皆さん教わっているのでは、管理をするということの視点は抜けていると思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そういう方は都道府県の職員が多いわけですね。職員出身の方が。そういう方は環境衛生監視員で、現場で、保健所からお店に入って立入検査をしたり、そういう経験が豊富ですから、店の状況についてよく理解をしているわけでありまして。それを自分の体験も含めて受講者に話をして十分理解をしてもらおうと、そういう努力をいたしております。

○熊谷進行役 理容師・美容師の店舗の複数業務の間の動きというのを都道府県の職員が一番よく理解していると。だから講師としては適格だと。今の話を要約するとそういう話ですね。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 実践経験があるということですね。現場で。

○熊谷進行役 だったら、都道府県がわざわざここに委託しなくたってできるではないですか。

○説明者（厚生労働省） ちょっと実態についてお話しさせていただきます、

○熊谷進行役 ちょっと待ってください。今の話は避けて通れないですよ。それを都道府県の職員が一番わかっているというんだったら、何で各都道府県はこのセンターにみんな委託するんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） いえ、都道府県の職員がやっているというか、そういう資格を持った人が講師として選任をして、

○熊谷進行役 そういう資格という資格は何ですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） つまり、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師と同等の

知識を持った人、

○熊谷進行役 理事長、さっきおっしゃられたことは、複数での業務になったら業務の間にすき間ができるから、そこをしっかりと管理できる人をやらなくちゃいけないという話をされたのではないですか。それはどういう人がでは教えているんですかとお尋ねをしたら、医師とか歯科医師だという話をされたから、そういう人たちは本当に理容師・美容師業務の、複数、2人とは限らないですね。10人、20人となったときの業務のすき間とか衛生管理のすき間みたいなことをしっかりと教えられる方なんですかと重ねて寺田議員がお尋ねをされたら、そういうのが一番わかっているのは都道府県の職員さんで、そういう人が教えていますと言ったから、だったら、別に都道府県がここに委託される必要はないではないですかと、自前で都道府県の職員がやったらいいではないですかと言っているわけですよ。なんかおかしい。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そもそもこれは衛生管理が主体になっております。それで、1人でやっている場合は、すべての責任は自己責任でできます。しかしながら、技術者が2人、3人という場合、コームだとか、あるいはかみそりだとか、自分の使ったものは自分できちんと衛生管理の責任を負えますが、例えば血のついたタオルとか、共有したやつ、あるいはそれぞれの消毒方法をどうやってやるかとか、それはこの管理者がやるわけでありまして、それから講師の適任性につきましては、今ちょっと理事長は少し説明不足だったんですが、その県の職員というのは保健所で実際に取り締まりをやった経験者、こういった方が主流でございます。

○亀井参議院議員 先ほどから議論を聞いておきますと、まず指導しなければいけないということが何よりも先に立っていて、指導しなければいけないから、2人からしか成り立たないのである、この研修は、という議論だと思うんですね。問題は、この講習の中身がどんなものであるか、必要なのか必要ではないのかという話で、例えば感染症であるとか、そういう専門的な内容ならば、やはり一人でその店をやっている場合でも、その一人の人はしっかりと知識を得なければいけないということだろうと思います。そして、内容がただ栄養バランスとか歩き方とかそういうことであるならば、これは必要ないのではないですかということになりますので、やはりまず指導しなければいけないというところから立て付けられている講習というのはちょっとおかしいなという感想を持ちます。いかがでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 私どものアンケート調査でも、この講習は非常に目からウロコであったと。必ずしも自分の店が十分な体制にはなっていない。この際きちっと後輩にも伝えていきたい。そういうことを数多くいただいております。そういう意味の講習効果は十分上がっていると私は見ております。

○熊谷進行役 これは言葉が過ぎるかもしれないですけども、この研修、講習の内容で目からウロコだったら、資格取得のときにはでは何やってたんだという話ですよ、それを言うんだったら。この講習の実際の中身ですよ。

○市川評価者 強制力についてちょっとお伺いしたいんですけども、では2人いる理容室において、もしこの資格を持たない理容室、持っている方がいない理容師の方が2人いて、持っていない場合はどうなるんですか。廃業ですか。

○説明者（厚生労働省） 2人ともお持ちでないということがわかれば、それは保健所の方から指導して、それから、指導に従わないような場合には閉鎖命令とか、そういったものが法律上位置づけられているところがございます。

○市川評価者 それは法律上ですね。では今までそれで業務停止に追い込まれた理容室は何店舗ありますか。例えば経年ごとに、この3年ぐらい、毎年どれぐらいあったか教えていただけますか。この件で。

○説明者（厚生労働省） この件での数というのは把握しておりませんが、過去にこれで閉鎖命令をかけて裁判になったりとかいったようなことがありまして、実際にそういうことをやっている事例はございます。

○市川評価者 いや、事例があるのではなくて、何例あったか、過去3年間ぐらいで事例を挙げてください。

○説明者（厚生労働省） 事例については今ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○市川評価者 でも、それ、おかしくないですか。今日この問題がこれだけ話題になるということがわかっていながら、この件について数字を持ち合わせてない。これだけ重要な案件でありながら、過去3年にわたって数字を持ち合わせてないっておかしいですね。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） ちょっと補足させていただきますと、理容所・美容所を開設する場合、幾つかの点を保健所に届け出をしなきゃ、開設届けを出さなければいけないようになっております。その開設届けの中に、常時勤務する理容師・美容師が2人以上の場合は、管理理容師・管理美容師の氏名と、その資格を証明する書類、つまり、講習会の受講の写しを保健所に提出しなければならないようになっております。

○市川評価者 だから、それで営業停止になった店舗は何店舗ありますかと。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） いや、営業停止ではなくて、それで、その開設届けに基づいて保健所が現地調査に行きます。その現地調査でオーケーが出ないと店舗は開店できません。

○市川評価者 では、お父様、お母様が理容室を開業しておられて、お父様、お母様から代がわりをされました。で、もともと人を雇っていました。そのとき代がわりされたその御子息なりお嬢様が資格を持ってない場合はどうやって確認するんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 開設届けに変更が生じた場合は、変更の届け出を保健所に提出しなければならないようになっております。

○市川評価者 では、何回も聞きますけれども、その届け出で何店、持ってないことによって業務停止が出たんでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 直接は私どもは、やっている方でございますので、その、

○説明者（厚生労働省） そういう形での閉鎖命令をかけたというのはちょっとここ何年かはないと思います。いろいろ指導はして改善をしたりとかいうのはあるかもしれませんが、そういったことはちょっと。

○市川評価者 ということは、これは持ってなくても実質上開業を続けられるということになりますね。

○説明者（厚生労働省） いや、開業は、開業する際にしっかり管理美容師・美容師の届け出を出していただきますので、そのときにだめだということであれば、それはストップをかけることになりますので、そこで担保がかかっているわけでございます。

○熊谷進行役 15分目途と申し上げて時間が近づいておりますので、シートの御記入と御提出をお願いいたします。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） 私、理美容業界の代表ということでお話をさせていただきますが、先ほど来お話ししておりますように、美容師・美容師の資格を取るまでに専門学校にまず2年間通って、美容師・美容師としての基礎的な実技、あるいは理論の勉強をして、国家資格を受験して試験に合格した者が美容師・美容師ということで名乗って勤めることができるわけですが、実際にはこの業界というのは、免許を取ってすぐ働いてもお客様にすぐ接触できるような業界ではありませんで、実際に免許取ってからいろいろな勉強が時間がかかるわけなんです。

そんな中で、3年間の実務経験を積んでから改めて衛生講習をこういう形で受けることで、それぞれ非常に業界の衛生水準は向上している。今まで、管理美容師の資格の認定講習が始まってから特にそうですが、大きな、感染症含めた事故ですとか、美容師・美容師を媒体としてのいろんな事故というのは起こってないということから考えても、我々業界としては、少なくとも実務経験3年積んだ者がもう一度この管理美容師・美容師の講習を受けるということは、消費者にとって安心・安全ということから考えたときにも非常に意味のあるものだと考えておりますので、是非これは継続していただきたいと考えます。

○寺田衆議院議員 ちょっと誤解されないようにお話ししたいんですが、公衆衛生の知識を積んでもらいたいということに関しては別に皆さん異論はないと思うんです。この制度の立て付けとして、2人以上になった場合にはこれを受けなさいと義務づけていて、かつ、その2人というのは、美容師さんの資格を持った資格者が2人以上になった場合にやりなさいということの整合性がないですね。公衆衛生の勉強をするなということ私たちは言っているのではないということ是非とも御理解ください。

○水上評価者 まずちょっと確認したいんですけども、この制度ができてから大きな事故はなかったという話なんですけれども、今の大きな事故というのは、例えばこれに起因してB型肝炎になりましたとか、そういう生命・身体に影響が及ぶような大きな事故という理解で大きな事故とおっしゃっていたという理解でよろしいですか。

○説明者（美容師美容師試験研修センター） おっしゃるとおりですね。昭和の50年代に美容の、散髪の場合に、B型肝炎が、前のお客様の感染者の消毒が悪かったために次のお客様に感染してしまったケース、そういうB型肝炎の問題は過去にございました。

○水上評価者 これ、全部の事業者が現実としては持ってないんですね、この資格。全部の事業者が現実としては持ってないんですけども、全然起きなかった。つまり、この資格を持ってない、この講習を受けてないところは起きたけれども、この講習を受けたところは起きなかったというんだ

と、この講習、非常に意味があるなあということかと思えますけれども、受けたところも受けなかったところも起きなかった。起きなかったことは大変すばらしいことだけれども、起きなかった。どちらも起きなかった。とすれば、では本当にこの講習のおかげで起きなかったのかどうかはよくわからないというのがまず第一点。

次に、では小さいもの、例えばアレルギーですとか、あるいはかみそりでけがして切っちゃったというのは多分件数としてはあるんだと思えますけれども、これは今どれぐらい起きていますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） これは組合の関係の共済制度で損害賠償した実績が出ておりますが、例えば美容業の場合は、ヘアダイ液によって衣服が汚染される、こういうのは別であります。皮膚炎を起こす、それからやけどをする、アレルギーを起こす、それから刃物によってそれが失敗をする、そういうケースが毎年、理・美容合わせて140件から150件出ております。

○水上評価者 これはまず1人でやっているところと複数人でやっているところはその発生率にはどれぐらいの差がありますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 残念ながら、これ以上の情報は持ち合わせておりません。

○水上評価者 ではこの講習を受けたところと受けてないところでは発生率にはどのぐらいの差がありますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 管理理・美容師は、過去、昭和の44年から40年以上やっております、それでもう60万人の方が資格を持っておるわけですね。需給関係から言えば十分に、この法律が義務づけている2人以上の場合は需給関係に問題はないと考えております。

○水上評価者 私としては、今の御説明で、つまり、この講習自体の政策目的に対する効果というものとは説明していただけなかったという判断をさせていただきますけれども、それでよろしいですか。

○説明者（厚生労働省） この制度については、今申しましたように、44年からやっている、40年代からやっているものですので、そういうことで定着しておりますので、特段そういう形でのものは調べているわけではございませんので、既にこの制度というのは効果を上げているという評価を十分してもいいのではないかと考えております。

○熊谷進行役 何をもって効果を上げている。

○説明者（厚生労働省） 十分に、いや、当時、昭和30年代のころなどに、いろいろ問題があるだろうということで業界なども考えていましたけれども、その後この制度ができて以降、衛生水準の確保について十分な水準確保できるという状況になっているということで、既に定着してきているものでございますので、一応効果があるということで考えられると思います。

○南評価者 定着をしていることと、先ほどからの議論で、2人以上というのが全然整合性がない。これはさておきまして、1つだけお聞きしたいんですが、これは都道府県の指定によってこの研修センターが受注するというか、委託を受けるということで間違いないですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） これはあくまで都道府県知事がどこを選んでもいいわけですね。だから、そういう意味では独占・排他的ではございません。現に熊谷先生がおられる

京都の美容は唯一外れております。しかし、これは全国統一的にやった方が格差がなくて、しかもレベルの高い教材、DVDを使い、また講師陣も充実し、そういうふうに、より意味があるものだと思っております。

○南評価者 理事長、それは、先ほどの議論の中で、そういう統一を守るためにテキストの編集をすとかDVDを使うとおっしゃいませんか？ 全く矛盾していますね。というのは、私は何を言いたいのかというと、この専門学校というのは、養成機関、全国でどのぐらい、何機関ありますか。これは厚生省の方がご存じでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 約300近くあります。

○南評価者 300近くあって、そこには平均何時間、2年間ですから、何時間の義務づけの講習があるのでしょうか。実習も含めて。恐らく千数百時間だと思いますが。最低でも。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） 2,000時間の中で、衛生講習については約100時間、2年間の理・美容専門養成施設では行っております。

○南評価者 では100時間の講義をするだけのスタッフは、すべての養成機関は自前でいるわけですね。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） これは専属職員の教員もおりますし、

○南評価者 それは勿論、当然のことながら、養成機関として認定しているんですから、きちっと教える方が100時間分確保されているということですね。常勤、非常勤に限らず。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） はい。

○南評価者 そちらで衛生管理をする、あるいは公衆衛生を含めた時間数は何時間ですか。この講習の。

○説明者（厚生労働省） 18時間ですね。

○南評価者 100時間に比べて18時間というのは何%でしょう。

○説明者（厚生労働省） これは就業経験3年以上積んだ上でやる形になりますので、かなり、18時間やっても密度は濃いだらうと思います。

○南評価者 ですから、何ゆえに、こうして能力があるところがあるにもかかわらず、そちらの研修センターが全部の都道府県の知事の指定を受けて独占的にやらなきゃいけないのかというのがわかりませんし、その説明が、1人か2人かというところの説明もうまくできてないし、全体的には質の差がないようにテキストの編集だとかDVDをおつくりになっているということは、もっとここは民間開放するというのをしっかりと見た方がよろしいのではないのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） 民間云々の話でございますけれども、どこでやるかというのはそれぞれ、ある意味で、これも長年ノウハウを持っているところで、ここでやっているというのが非常に統一性もある内容もできる、質の高いことができるということで評価されて実施されているということだと思います。ほかに手を挙げてくるところがあれば、そこで指定がなされるということはあるかもしれませんけれども、いろいろメリットが大きいということでここでやられているということだと思います。

それからもう一点、ちょっと、1人か2人の議論で恐縮でございますけれども、本来、1人から

やった方がいいという御意見も勿論あろうかと思えますけれども、ただ、1人でやっているということになると、これは非常に過重になるわけでございます。そういう意味で、特に絞って、大事なところは、2人以上でやるところでの衛生管理というのは非常に大事でございますので、そこにポイントを絞ってやっているというのが非常にこの制度の趣旨でございます、1人でやっている場合は、通常はベテランの方がやっているという形でございます。それは過去に管理理・美容師のもとで働いているような方でございますので、

○熊谷進行役 今その話をされるんなら、1人でやっているところのうち、もともとこの管理理美容師・管理美容師の資格を持っている人が何割いるか言ってください。

○説明者（厚生労働省） そこは今現状持っておりませんが、ただ、通常、

○熊谷進行役 持ってない数字で何でほとんどそうだとと言えるんですか。何となくそんな感じだという話でしょう。厚労省の説明ってそんないいかげんな数字なんですか。

もう一つ言わせてもらいますけれども、統一性がある、質が高い、ここがやるのがいいという話ですが、京都は違います。京都は違うことやっているのが、統一性が欠けていて、質が低いなんて言われるような筋合いはありませんよ。僕は京都の代弁をしにここに来てわけではないけれども、では京都府は、ここではないところをいつから、どういう理由でやっているか、ここでちゃんと説明をしてください。

○説明者（厚生労働省） 別に、京都がしっかり、我々としてやっている、

○熊谷進行役 事実を端的に説明をしてください。

○説明者（厚生労働省） 事実としては、この制度が昭和48年度からできてから恐らくやっているのではないかと思います。ただ、過去に都道府県自らがやっている時期がありましたので、それから業務委託をするような形になったりしていることもありますので、ちょっと今、何年度からやっているというのは手元に持ち合わせておりません。

○熊谷進行役 どこにやっていて、そこが統一性が欠けるからこういう問題点があるとか、質の担保の面でこういう問題点があるとかいう話をされないと、ここでやっている残りの47都道府県のやっていることが統一性があるって質が高くていいことですよということを客観的に評価する話にはならないですよ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 私は京都のことを言っているわけではなくて、

○熊谷進行役 だって京都だけ違うんだもの。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 京都以外のところが、私どもが強制をしてないにもかかわらず、今までの負担とか、いろんな負担が、

○熊谷進行役 いや、そのことを理事長が評価されて、自分たちはそういうふうに評価されるとおっしゃっておられることと、厚労省の方が、統一性があるって質が高いということと言われることとは全然次元が違いますからね。これはだから理事長に聞いているのではなくて、厚労省に聞いているんです。

○説明者（厚生労働省） 京都はある意味で自前でやっていく自信があるってやっておられるということとやっておられるんだと理解しています。そのほかの都道府県については、ここに委託をする

方が、コスト面でも、いろんな質を確保していく面では、その方がいいだろうという判断でやっている、こういうふうに理解しております。

○熊谷進行役 まとめに入りたいんですが、最後、一言だけで。

○菊田衆議院議員 やはり今回議論を通して見えてきたことは、本当に誰のための、そして本当に喜ばれる、中身の濃い、そして意義ある講習なのかどうかということだと思います。なんかその講習をやるのがずっと先にありきで、本当にその講習を受けられた方がどういう感想を持って、これならもっと受けたい、もっと受けさせたいというふうになるのかどうか、そういったこともやはり客観的によく精査をしていただかないと、当初の昭和 30 年代後半に始まったというこのときの時代背景と今では、物すごい競争の中でみんな努力をしていろんな知識を得ながらやっているわけですから、なんかこう上から無理やり押しつけられてやっているというのが現場の声の本当の姿ではないかなと思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） さっきアンケートの一部を御説明いたしましたが、私自身も現場で若い人にいろいろ聞いております。やはりそういった方は、これから店が任せられる、新しく出店をする、そのためにこの講習が非常に有効であったということもありますし、これから新規に独立して新規開業をすると、そういうステップアップの重要な動機であり、また希望の研修でも私どもはあるのではないかと、これからもその期待に十分こたえてまいりたいと、そのように考えております。

○熊谷進行役 済みません。僕が時間を取ってしまいました。最終的な取りまとめを寺田議員からいただきます。

○寺田衆議院議員 この指定講習事業に関しまして、8名の方から御評価をいただきました。権限付与自体の廃止が7名、見直しが1名、見直しの1名の中は、その他で、講習内容を見直すべきという御評価でした。見直しが1名いらっしゃいますが、権限付与自体の廃止にマルをつけられた方の意見とほぼ同一です。

基本的に、公衆衛生の理解を深めるということに関して皆さんは何ら疑問は持っておりません。ただ、この講習制度の立て付け上、2名になったら取らなければいけないということの合理性が、やはり今御説明いただいた中では全く理解できませんでした。

ですので、公衆衛生に関して事前に、資格を取るときに、資格というのは、理容師であり美容師の資格を取るときにより一層やられるのはいいと思いますけれども、わざわざ2人になるときにはこれを受けなければならないと義務づけること自体は、私たち仕分けグループとしては理解できないと、そういうことをもちまして、権限付与自体の廃止という結論にさせていただきたいと思えます。

○熊谷進行役 それでは、この指定講習事業については、権限付与自体の廃止という結論で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○説明者（理容師美容師試験センター） もともと権限付与されてないんですが。

○寺田衆議院議員 権限付与、シート上の書き方なのでそういうような答えになっていますけれども、この制度自体を見直してくださいと。2人になったら取らなければならないという制度自体に



対して、皆さん強い疑問を持っているということですので、そういう意味においては、制度設計を変えてくださいと。法律改正になると思いますけれども、そこを十分厚労省としても議論してくださいということです。

○熊谷進行役 ですので、ちょっとこれはイレギュラーですが、センター側ではなくて、国の制度としての立て付けという結論ですので、その理解をお願いいたします。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

# 行政刷新会議ワーキンググループ

## 「事業仕分け」 WG-B

日 時：平成 22 年 5 月 24 日（月） 17：32～17：59

項目番号：B-42

項 目 名：クリーニング師研修等事業

法 人 名：（財）全国生活衛生営業指導センター

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：菊田衆議院議員、寺田衆議院議員、亀井参議院議員、市川評価者、木下評価者、  
福嶋評価者、水上評価者、南評価者

説明者：厚生労働省 上田健康局長、松岡健康局生活衛生課長

(財)全国生活衛生営業指導センター 井元理事長、小宮山専務理事

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 青山会長、柴田専務理事

改革推進部局：内閣府公益法人行政担当室 新井参事官

○熊谷進行役 それでは、全国生活衛生営業指導センターの行っているクリーニング師研修等事業について、始めさせていただきます。御説明を、5分程度でお願いいたします。

○説明者（厚生労働省） それでは、クリーニング師研修等事業について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、126ページからがこの項目でございますけれども、恐縮ですけれども、128ページをお開きいただければと思います。まず、クリーニング業法の全体の体系について、簡単に御説明します。クリーニング業法は、公衆衛生等の見地からクリーニング業に衛生規制を行っているものでございます。クリーニング所には、施設内で洗濯を行う一般クリーニング所と、受け取り、引き渡しのみを行う取次所に分かれます。一般クリーニング所には、都道府県知事免許によるクリーニング師を置くことが必要でございます。また、クリーニング所で業務に従事する方を業務従事者と言いまして、5人に1人以上の割合でクリーニング従事者講習を受ける必要があります。

次に、クリーニング師研修等事業について御説明します。128ページの下の部分でございます。この制度は、業務に関する知識、技能の向上によりまして、事故を防止し、消費者の利益の保護、経営の健全化を目的としておりまして、平成元年より実施しております。クリーニング師とは、クリーニング業法に基づきまして、業務従事後1年以内に研修を受けまして、その後、3年以内に再研修を受けることが必要であります。研修は都道府県知事の指定業務でありまして、現在すべて全国生活衛生営業指導センターを指定しております。

全国センターは、研修事業の企画・立案、カリキュラム、テキストの作成等を行いまして、都道府県生活衛生営業指導センターにおいて実際の研修を実施しております。この事業の背景といたしましては、衣料素材の多様化、環境衛生の変化等の中でクリーニング師等の資質の向上を図ることをねらいとしておるものでございます。

次に、クリーニング師研修等事業の内容について、129ページの上の部分で御説明いたします。主な内容、ここに4つほど書いておりますが、利用者からクレームのあった問題事例への適切な対応や繊維素材の基礎知識や洗濯物の処理のあり方などの最新情報、留意点、あるいは環境規制や感染症など公衆衛生の動向などを教えることとしております。これらの状況は変化が激しく、3年に1度程度は研修を行うことが必要であります。一回の研修は4時間以上でございまして、テキストをもとにそれぞれ専門の方が講師となって教えております。

次に、事業の予算等についてでございます。126 ページをお開きいただければと思います。事業の収入については、平成 22 年度で、大体平均で見ますと、事業費で 5,100 万でございますが、下の欄でございますように、事業収入、大体平均すると 5,300 万円程度でございますが、支出もこれに見合ったものとなっております。支出の変動ございます、収支の変動ございますが、受講者の増減やテキストの購入部数の違い等で変動がございます。受講料は、クリーニング研修で 5,000 円でありまして、事業の費用について国庫補助はなく、すべて受講料収入によっております。

続きまして、事業の実績等についての説明でありまして、127 ページをお開きいただければと思います。クリーニング師の研修は、平成 21 年度活動実績のところでありまして、約 7,000 人でございます。3 年を単位として一まとめに見て、3 年間の受講者数が、従事クリーニング師に占める割合を受講率として見ております。平成元年から 3 年度を第 1 クール、4～6 年度を第 2 クールとして、19～21 年度を第 7 クールとしておりまして、ここに、成果実績にありますように、32% というのがその実績となっております。

平成元年の制度導入の契機になりましたのは、クリーニングトラブルが多いということでございましたが、これは国民生活センターの消費生活相談件数の種別順位で平成元年ごろは 1 位でございましたが、この研修事業開始とともに低下をいたしまして、20 年度で 8,400 件でございまして、順位としては 14 位に下がっているところでございます。この事業は都道府県知事の指定事業でございまして、知事の指定で実施能力がある事業体に委託できる仕組みでございまして、現在、全国指導センターにすべての都道府県から指定が行われております。

こうした現状につきましては、テキストの作成や実施方法など、全国統一にし、質を担保することに有益でありまして、都道府県指導センターとのネットワークを活用することになりますので、コスト的にも有益だと考えられるところであります。

続きまして、事業の改革案についての御説明です。129 ページの下の部分でございます。受講率が低いといったような点がございまして、この点については、保健所による立入検査、受講指導の増加に向けた取り組みを国からも技術的助言の形で求めるよう対応を図りたいと考えております。それから受講ニーズを踏まえた研修テキスト、研修計画の大幅な改善等を行うほか、指導センターからの周知の強化を行うことを考えております。

次に、全国生活衛生営業指導センターでございますが、130 ページでございます。この事業を行っています法人であります。昭和 34 年の当時、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正で全国指導センターが位置付けられまして、昭和 55 年に厚生大臣の指定を受けて、生衛業の健全な発達のための指導、支援の事業を行っています。クリーニング研修は、平成元年に知事からの指定を受けて実施をしております。常勤職員 9 名、事業費は 20 年度で全体で約 6 億円となっているところでございます。

以上でございます。

○熊谷進行役 それでは、改革推進部局としてのお考えをお示してください。

○改革推進部局 論点シート、132 ページでございます。御説明のとおりでございますが、クリーニング師及び業務従事者研修等が義務付けられておりますが、右の 133 ページ、ごらんいただけま

すとおり、これはクリーニング師の研修でございますが、受講率は32%となっているということでございます。したがって、研修・講習の内容、これがおよそクリーニング師ならば知っておくべきようなことがかなりあるのではないかと。果たして義務付けするにふさわしい内容となっているのか。また、これを義務付けるにしても3年ごとに受講する必要性があるのかといった点から御議論いただきたいと思っております。

○熊谷進行役 それでは、取りまとめの寺田議員から主な論点をお示しいたします。

○寺田衆議院議員 この事業も、先ほどの事業と一緒に、特定の業の方に何かしらの講習を義務付けているということでありまして、いろいろな情報をいただいて、技能を高めていくこと自体は否定するつもりはありませんけれども、義務化していることはどうなのかというところも含めて議論いただきたいと思っております。

○熊谷進行役 それでは、御議論をお願いします。

○木下評価者 クリーニングのトラブルが多発しているという話を聞きましたけれども、それがどういう内容かというのを細かく分析されていらっしゃるのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） クリーニングの受け渡しの際に、例えば衣服が色落ちしたとか、それからボタンが取れたりとかいったようなことがあったり、そういったようなことが挙げられておりまして、相談の多い内容といたしましては、例えば品質の内容、それから傷んだりした場合にどうする、損害をどうするのか、あるいは接客態度の問題といったようなことなどが挙げられているところでございます。

○木下評価者 そこまでしか分析してないんだとすれば、何の講習が必要か絶対出てこないですね。例えば、看護婦さんの方のヒヤリハットはもっと細かく分析されていらっしゃるんですけども、このクリーニングをやっている方が開業して何年だとか、それから技術的な問題が発生した場合に、それが工場の機械によるものなのか、それとも原料の調達によるものなのかとか、どういった時期に発生しているのかとか、地域がどうだとか、そういう細かな分析をしていかない限り絶対に原因なんかわからないですよ。それも経年で年ごとにどう変化しているかも見ていって、それで初めて解決策出ますよね。それを全然されてなくて、この講習がいいのだということだけ言われたって絶対解決しないですよ。全然クリーニングの問題は減ってないではないですか。

これはさっきのやつと全く同じで、何でこうなっているのかということの分析をおごりのままでやっていますよね。だから、何でこの研修が必要なんだと言われても、もう空理空論、抽象的な水掛け論をやるしかないですよ。エビデンスを出してもらって、これまで10年間で経験の浅い人がやっているんだとか、経験はたっぷり積んでいるけれども講習を受けてない人ばかりがトラブルを起こしているとか、特に技術的な問題でこういう問題が急激に増えているとかいうのを押さえていない限り、講習の内容なんて組めないでしょう。どうですか。それは霞が関に共通する問題だということは私もよくわかった上で聞いているんですけども。

○説明者（厚生労働省） 問題事例の代表事例などは、このクリーニング師の研修に主な、よく挙げられているような代表事例を20ほど挙げて、これにどういう対処をすればいいかというのを挙げております。これはやはりいろいろ挙げられている事例を取り出して、しっかり見た上で、かな

りあるようなものについて答えられるようにしていると、こういうものでございます。

○木下評価者 だから、講習内容を決めるに当たっては当然ですけども、全国で何千件の事例があって、そのうちどういうトラブルだということを分析されないと決められませんよね。データをお持ちなんでしょう。

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） 今ここにはデータは持ち合わせませんが、やはり、何と申しますか、繊維の素材の進歩というのは日進月歩でもって、物すごい進み方をしていて。新しい素材が出てくる。これを、洗濯の方法や何かを適正に教えないとやはり対応できない。例えばの話で、メーカーの名前なんか言っていないのかな、あるメーカーでは、例えば外国のメーカーですが、ファッション性ということで、縫製関係で、物すごい一流の品物であっても、糊で張りつけてある。持ってきても、私どもでは見分けがつかない。そういうのをやはり察知したら、こういう講習を通じて全国に。

○木下評価者 ええ、それはわかるんですよ。でも、それはまさに医学の世界と同じで、副作用が発生している薬があるんだったら、当然、すぐ通知ですよ。そんな物すごい貴重なもののトラブルがばんばん出ているんだったら、こんなの、講習を一回やるまで皆さん待ってくださるのではなくて、業界を通じてすぐ周知しないと間に合わないでしょう。

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） 勿論、それは業界を通じてやっておりますが、アウトサイダーまでは行き届かないというようなことでありまして。

○木下評価者 本当にさっきから議論がすごくくるくる回るのは、データがないんですよ。講習受けない人がトラブルが発生していて、ここをたたかないとだめなんだ、と説明してもらえれば、私は、はい、わかりましたと言うだけなんですけれども、そういうデータもないんでしょう、今回も。いや、ないならないと言っていたら。

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） データはあるんですが、ここにはちょっと持ち合わせていないものですから。

○木下評価者 いやいや、講習を受けてないの方が圧倒的にトラブルが起こっているというんだったら、80%以上受けてない方ですと言っていたらそれで私は納得するんですが、そのデータ、お持ちですよ。

○説明者（厚生労働省） そういった、科学的にどう評価してやるといったような、そういう厳密なデータというのはございません。

○熊谷進行役 今の理事長のお話をお伺いして、アウトサイダーの人には、生活同業組合を通じてもなかなか伝わらないという事実があると思うんですけども、実際、研修を受けている人が、この資料でいくと全体の3割ぐらいしかいないという、どっちがアウトサイダーかといったら、これは講習受けてないの方がアウトサイダーなんではないんですか。

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） この第1クール、第2クールでは、80%、60%という受講率だったんですが、このところ、業界でも高齢化してきた、こんなことも一つの原因の要素ではないかなと思います。ともかく、技術者というのは自分にほれ込んでしまっていますから、なかなか人の言うことを聞こうとしない。この辺が難点でありまして、私どもは、組合を

通じて皆様に講習を受講するように大いに勧めているところでありまして、今年は受講率が高まってきたというようなことであります。

○菊田衆議院議員 このクリーニングトラブルというのがまだあるので、やはりこの研修、講習は必要だというお話なんですけれども、結局のところ、過当競争ですね。最近物すごくクリーニング店も増えておりますので、例えば当日に預けて当日に引き渡し、こういうサービス合戦がどんどんいろんなところで行われている。こういったことが根底にあって、技術や知識が著しく低下していることがこういったクリーニングトラブルの原因ではないのではないかと考えています。だから、むしろ過当な、行き過ぎた競争をどのように防いでいくのかといった視点が大事ではないかなと思っています。

受講率が32%しかないということは、やはりクリーニング師自身が、この研修の有効性を認めていないということだろうと思います。そしてまた、受講せずとも、これは罰則がないわけですから、多分、このまま続けていっても受講率が著しく上がるということはそんなに簡単なことではないと思っています。そういう中で、仮にこれからもこの講習を続けて、研修を続けていくといったときに、全国指導センターを関与させずに、それぞれの都道府県がもう既に中核的な業務を担っておられる都道府県指導センターを直接指定をして、そして実施すれば、間接的な経費も削減できて、受講料の減額を行って、クリーニング師に負担が余りいかないう形で実施することができると思うんですけれども、それをやるお考えはないですか。

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） 今のお話ですけれども、都道府県でやるという話になりますと、当然、教科書とかなんとかという話について、具体的に地域差が出てきますよね。ですから、そういうことが難しいので全国指導センターでやっていただいておりますので、その辺では、今、委員のおっしゃったこととはちょっと違うような感覚です。

○菊田衆議院議員 地域差があると悪いんですか。例えば、私なんか、雪国ですから、全然もともと衣類が南の方の人たちと違うし、取り扱うものも違うし、別に絶対全国統一的でなければならぬということはないと思うんですね。それぞれみんな、各都道府県でクリーニングトラブルを減らすためにどういう研修をしたらいいのか、真剣に考えていい講習をやっていけばいいだけの話ですから、そこはそんなに、私は全然違う認識なんですけれども。

○熊谷進行役 まさに、でも、これは組合、組合の方ですよ。違います？ センターの方？

○説明者（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会） 組合です。

○熊谷進行役 これはセンターの方に答えてもらう方がいいのではないですかね。

○説明者（全国生活衛生営業指導センター） 私どもの方でお預かりをしておりますのは、いろいろテキストとか衛生面からのアプローチでございまして、そこは全国統一性が取れた方がいいのだろうと。ウイルスや何かに県境や国境はないわけでもございまして、その視点からのアプローチで、私ども指導センターがやらせていただいております、47都道府県でそれぞれ教科書をつくる、あるいはそのための人員を増やすというようなことはかえって過大になるのではないかと考えております。

○亀井参議院議員 厚労省の方にお伺いしたいんですけれども、先ほどの管理美容師・理容師も、

そしてこのクリーニング師の方も、担当は生活衛生課です。先ほどの管理美容師・理容師の方は、一度その講習を受ければ、ずっともう再受講する必要はない。一方、こちらのクリーニング師の方は3年ごとに研修を受けることが義務付けられている。これは非常に、私、不公平だと思うんですけども、このそれぞれの業界に必要な研修の法的な立て方、どのように基準をつくっておられるのでしょうか。随分アンバランスだという印象を私は受けます。

○説明者（厚生労働省） それぞれの時代背景があつてこの制度ができているといったところがありますわけで、整合性の問題、御指摘の点あるかと思いますが、ただ、クリーニング師について申し上げますと、先ほど御説明しましたように、繊維とか、洗剤のやり方とか、かなり日進月歩でございますし、環境規制などかなり大幅に変わってきております。非常に変化が激しい分野でございますので、そういったところを、やはり3年に1度講習をやっていくことが必要であろうということであつたわけでございます。平成元年のクリーニングトラブルがあつたりといったようなことが大きな問題としてあつたということでございます。

○亀井参議院議員 ただ、それを言うならば、例えばシャンプーの成分ですとか、そういう化学物質の方も進歩がありますし、同じなのではないかなと思います。

○福嶋評価者 同じ話なんですけれども、美容師・理容師のときのこのシートを見ますと、感染症だとか、エイズですとか、あるいは新型インフルエンザの最新動向をちゃんと把握してもらうのがかなり目的として強調されていたんですね。それでも、一回受けたら終身なんですよ。今の繊維の日進月歩という話、だからこっちは3年だというのはとてもとても、聞いている方、だれも説得できる理由ではないと思うんですね。

新しい繊維が出てきたら、さっき言ったように、通知すればいい話であつて、逆に研修では間に合わないだろうと思うんですね。だから、どうも理屈だけ、そのときそのときでつけているという印象を受けるんですけども、どうでしょう。

○説明者（厚生労働省） ある程度その時代の要請によって制度が成り立っているところはございますけれども、整理をさせていただきますと、管理理容師・美容師などは、やはりある程度実践的なところを身につけた上で、あとはある意味で業界の中や自分で自助努力でやっていただくというところができるような部分でありましょうが、クリーニングについてはかなり大きな変動があります。環境規制とか、ございます。通常、業界の方からいろいろ通知は出しますけれども、やはりまとまった形でしっかり教えるということは非常に大事でございます。研修のテキストなどもかなりこのクールごとに変わってきておまして、そういう意味で、新しい知識の付与が特に必要な分野であろうかと考えております。

○水上評価者 繊維等々については日進月歩であると。それについてしっかり学んでもらうためには、この講習が必須であるということだとすると、今、現実、7割の方は受講されてないんだとすると、今のクリーニング業界というのは相当ひどい状態だという認識をされているのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） 受講率の問題については、その点はちょっと見直し、高めていくためにいろんな形で行政としても、保健所の方で受けてない方について指導をやったりとかいったこともしておりますけれども、行政としてもしっかりやっていく必要があるだろうと考えております。



○水上評価者 もし、本当にこの講習を受けないとクリーニング業界のサービスの品質を担保できないんだとすると、罰則をつけてでも何でも100%にしなきゃいけないはずですね。逆に言うと、今、7割の人が受けてないけれども、私はまだクリーニング屋さんで特にものすごく不快なサービスを受けたことはないです。大変いつもいいサービスをクリーニング業界で受けています。ということだとすると、現実、3割しか受けてないけれども、市場としては、少なくとも消費者感覚としてもものすごく重大な問題がある市場ではなくて回っているという実態があると思うんですが、その点についてはいかがですか。

○説明者（厚生労働省） この3割の人が受けているといったこと、そこが非常に核となって、新しい知識を付与している人が出てきていると。これは非常に大きなことだと思います。これを取っ払うと、やはりそこは平成元年のものとような状況になりかねないと。こういうことが危惧されるのではないかと思います。

○寺田衆議院議員 重複している話になるかもしれませんが、端的に、国が公権力を使って義務付けなければいけないまでの切迫した理由というのは何なんですかね。

○説明者（厚生労働省） 平成元年のときに、クリーニングトラブルがかなり起きていたといったようなことがあって、こういう時代背景のもとに、業界からの要望もありまして、国会の方で議論があって法律でされたと、法定化されたわけでございます。そういう意味で、非常にこのニーズが高かったと。業界サイドからも危機感を持っていたということだと思いますし、我々、行政としてもそういうふうを考えているところでございます。

○寺田衆議院議員 当時のニーズという、平成元年のときのニーズというものと、今、結局3割の方しか受講されてないということとを比べた上でのニーズということの変化というのはどのようにお考えになっていますか。

○説明者（厚生労働省） やはり3割の方であります、こういう形の制度があるということで、まずそこを受講して、新しい知識を付与される方が3割いるというのは1つ大きなことだと思いますし、そこは十分でないという御指摘はありますので、そこはさらに広げていく必要があるだろうとは考えております。

○南評価者 そもそも3割しか受講していないというのは制度的欠陥ということとは言えません。つまり、クリーニングの質的向上であれば、その業界がご要望であれば、自主的な管理基準をつくらなければならないし、それだったら皆さん納得して、いろんな形での講習形態だとかいろんなことがある。これを国で決めて義務付けをする。でも、3割しか受講してない。で、それに対する罰則、あるいは対応がないとしたら、これは明らかに政策的な対応としては空洞化しているということですよ。

○説明者（厚生労働省） 罰則については、やはりある意味で業者の方の自覚に任せるというふうなこともあって罰則はついてなかったということだと思います。ただ、その空洞化というよりも、これについては、かなり元年からの効果は上がってきているところを見て、それから更にこれをいかに伸ばしていくかということを考えていく方がいいのではないかと考えております。

○熊谷進行役 それでは、評価がまとまりましたので、最終的な結論、寺田議員からいただきます。

○寺田衆議院議員 クリーニング師研修事業について、8名の方から御評価いただきました。権限

付与自体の廃止という項目にまずマルをされた方が8名中8名いらっしゃいました。その内容は、この仕組み自体がうまくいっていないという御指摘と、この講習自体の意味というものがなかなか理解しがたいというものと、そもそもこういうものを国で義務付けることの正当性がないのではないかと。基本的に、クリーニング業界の方々、いろいろお考えあると思いますが、民間でやられていることですから、品質が落ちるのであれば、やはりそのお店は淘汰されていくわけですし、そういうものは業界内で十分頑張って品質向上やっていたらいいわけで、わざわざ国として義務付ける必要性というのはどこにあるのかということは、この場において十分な御説明をいただけなかったと思っております。

ですので、結果としては、権限付与自体の廃止という言葉になりますけれども、内容としては、国が義務付けていくこと自体を見直すべきではないかと。そして、もし義務付けるのであれば、その内容自体をしっかりと吟味しなければならないのではないかとということを結論とさせていただきたいと思っております。

○熊谷進行役 それでは、このクリーニング研修等事業については、国の義務付けの見直しという結論で終わらせていただきます。ありがとうございました。

# 行政刷新会議ワーキンググループ

## 「事業仕分け」 WG-B

日 時：平成 22 年 5 月 24 日（月） 18：02～18：52

項目番号：B-43

項 目 名：生活衛生振興助成費等補助金

法 人 名：（財）全国生活衛生営業指導センター

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：菊田衆議院議員、寺田衆議院議員、亀井参議院議員、市川評価者、木下評価者、  
福嶋評価者、水上評価者、南評価者

説明者：厚生労働省 上田健康局長、松岡健康局生活衛生課長

(財)全国生活衛生営業指導センター 井元理事長、小宮山専務理事

全国飲食業生活衛生同業組合連合会 加藤会長

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 青山会長

改革推進部局：内閣府公益法人行政担当室 新井参事官

○熊谷進行役 それでは、全国生活衛生営業指導センターが行っている生活衛生振興助成費等補助金について、ただいまから仕分けに入らせていただきます。

御説明、5分程度でお願いいたします。

○説明者（厚生労働省） それでは、御説明いたします。

資料といたしましては、134 ページからがこの項目でございますが、136 ページで、まず生活衛生関係営業についての説明をさせていただきます。上の部分でございますけれども、生活衛生関係営業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業など、国民生活に密着したサービスを、衛生規制のもとで提供しております。中小・零細が大部分でありますので、振興と規制が一体となって、経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要でございます。

全体で見ますと、事業所数、従業者数など、ここがございますように、相当規模でございます。全国生活衛生営業指導センター、都道府県センターにつきましては、保健所など行政の衛生部門との連携・協力、業界の連合会と連携・協力いたしまして、生衛業の経営の健全化、衛生水準の向上のために指導・支援を実施しております。こうした活動によりまして、我が国の生衛業の衛生水準は高い水準となっております。

続きまして、施策の体系、全国指導センターの位置づけについてでございます。136 ページの下の部分でございます。全国指導センターは、この図でございますように、生衛業全般を対象として健全な発達を目的として活動しておりまして、16 の業界ごとに設けられた生活衛生の連合会への指導、それから都道府県指導センターへの指導を実施しておりまして、行政の代行的機能を持っております。行政の衛生規制だけではなく、営業者の自主的取り組みの指導・支援によりまして、衛生水準の確保を図る役割を持っております。国では行えないきめ細かな指導、支援を実施しておりまして、生衛業振興の中核的な機関ということになっております。

なお、国の方は、各業種の振興の計画的推進のための振興指針を出し、あるいは財政的支援を行っております。それから日本政策金融公庫は、融資による支援を行っているところでございます。

続きまして、137 ページに、この該当する項目の補助金の概要について挙げさせていただいております。生活衛生振興助成費等補助金は、厚生労働省から、平成 20 年度の予算で 4.2 億円、全国センターに交付をしております。全国指導センターでは、情報収集・提供のためのネットワーク事

業費、それから生衛業における感染症対策への対応などの調査研究費、都道府県センター等への指導、研修などの人材育成の費用に使用しているところでございます。

また、連合会、組合に対する振興のための助成費を出しております。右の方に書いているところでございますが、連合会における自主的な活動というのを行ってございまして、例えばクリーニングの事故防止のための予防情報提供事業や新メニューの開発といったことなどに助成をしております。一連合会当たり、400万から900万といったような額になっております。

全国指導センターは、この振興助成費において事業実施の方針を示しまして、実施方法の指導、評価、取りまとめまで一体的に実施して、中心的役割を担っております。都道府県指導センターには、全国的に指導する後継者育成支援事業等を委託して実施しているところでございます。生衛業にとって後継者の確保は重要な問題でありまして、若者に生衛業の魅力を知らせる機会をつくり、雇用情勢の厳しい中で就業機会をつくることにもなります。平成21年度で、高校などとも協力して、9,000人が参加しております。また、経営改善の方策を検討する経営改善推進事業も実施しております。

これが事業でございますが、ここの図にありますaからfの事業を実施するために、人件費として6,600万の人件費補助をしております。全国センターへの法律の補助規定は昭和55年に設けられまして、また連合会への助成の規定も平成12年度に設けられ、これに基づき補助金を交付しております。

次に、事業内容、実績について、概要説明書に基づいて御説明します。134ページ、135ページでございます。今、大体申し上げたとおりでございますが、事業費、22年度予算では、補助金の総額は4.1億円で、人件費は6,600万です。135ページに活動実績を示しております。この中で、例えば生活衛生関係営業振興推進事業というのをやりますが、これで連合会、組合への助成として、21年度、52事業実施するなどしております。

事業の成果といたしまして、成果目標のところや下の方の成果実績のところを書いたりしておりますが、振興推進事業の取り組み事例というのは、各業種の振興指針に反映いたしまして、各組合の振興計画で活用されまして、また、各連合会では、振興計画を進めるためにも振興事業を実施しております。組合の振興計画は517作成しております。

また、成果目標のところにも書いておりますが、振興計画に基づいて設備の改善などを行う営業者に対して、日本政策金融公庫では生活衛生貸付が行われます。全国指導センターは、連合会等から貸付制度のニーズの把握を行いまして、改善事項の要望を厚労省に伝え、調整をいたします。また、都道府県センターでは、全国センターの支援のもと、相談窓口で営業者への経営指導などを行ってございまして、これらにより、日本政策金融公庫の貸付については、年間1.2万件から1.4万件につながっております。

このほか、全国センターのホームページにより情報提供を行いまして、年間、40万件ほどのアクセスがあり、活用されているところでございます。

最後に全国指導センターの改革案でございますが、137ページの下の部分でございます。組織改革としてであります、これまで厚労省のOB2名が常勤役員についていたところでございますが、

21年度の終わりから、理事長は業界の方が就任しております。非常勤役員の厚労省OB 2名も見直しを行うこととしております。

事業改革といたしましては、生衛業の実態を踏まえつつ、効果的・効率的な事業への見直し、コスト削減の徹底を図る一方で、経営指導員等の人材育成、情報提供の充実が必要でございます。これらを踏まえまして、全国センター事業の見直しを行う検討の場を設けて、業界の皆様の御意見を聞きながら対応したいと考えております。

法人シートについては、先ほど御説明しましたので、省略します。

○説明者（全国生活衛生営業指導センター） 指導センターの理事長をおあずかりいたしております井元弘でございます。よろしくお願いを申し上げます。

いきなりから衝撃的なことが私の方にはありましたのでちょっとショックを受けておるのですが、これは自分たちで招いたことでありましようから、自分たちできちっとしていかなければいかん、こう思っておりますが、実は私、このセンターの理事長に就任いたしましたときに申し上げたことは、私はどちらかといえば、非常にいい格好言うようですけれども、ほんまの話でございますので申し上げますが、余りテーブルに座ってどうだこうだということよりも、現地へ行って、そして自分の目で相手と触れて、そして話も聞いてということをやりたいのが私の信条なんです。

そして、まず私は食鳥肉の方の理事長がももとの出でございますので、食鳥肉の理事長に就任いたしましたときには、本会のあれではございませんが、そのようにして各県に、理事会が開かれたときにはその理事会に出席させてくれと、案内をくれということで行きまして、いろいろと懇談をいたしました。

さようなことの例があるものですから、今回も、このセンターにあれしますときに、なりましたときに、そのことを話して、今年是非とも、センターの事業としてやっておるところへ一緒に参加させてもらって、そして現地を見てきたいと。現地がそのような形で、なかなか地域性がございまして、お客様の質も違うところがございまして、さようなところも、お客様の言わんとするところは一緒だろうと、こう思っておりますが、いずれにしても、17業種の方々の全国のところに回りまして、そしてそれなりに、私なりに、今年1年で、いわゆる指導センターのあり方といいましようか、進め方について、実は内部の理事会で報告しようと、こんなことを思っておるわけでございます。これは決して自分の甘えとか、自分のええ格好するとか、そんなことではなくて、それが、おあずかりした私の考え方といいましようか、でございます。

というようなことでございますので、これから秋にかけてずうっと各地域で講習会なり何なりとあろうかと思っておりますので、そこへは参加させていただくというような形で、今年でどれぐらい成果が上がるかどうかわかりませんが、努めていきたいと、かようなことが私の考え方でございます。

以上でございます。

○熊谷進行役 ありがとうございます。それでは、改革推進部局としてのお考えをお示しいたきます。

○改革推進部局 御説明がありましたとおり、都道府県生活衛生営業指導センターへの委託事業、あるいは联合会や組合に対する助成事業をやっておられるわけでございますが、具体的な内容、論

点シート、ただいまのは140ページ、141ページということで、141ページのところに助成費補助金等の具体的な内容について幾つか書かせていただきました。

こういった事業が国費で実施するのに果たしてふさわしい内容と言えるのかと。また、その内容、あるいは効果について十分に精査されているのか、それがなしに漫然と補助が継続されているのではないかという点でございます。

実は、当センター、先ほどもクリーニング師のところでもございましたのと同じセンターでございまして、当センター自体としては、助成事業や委託事業のほかに都道府県センターへの指導とか研修とかを行っておるということでございますが、実際は、常勤職員9名、非常勤1人という体制でございまして、これでクリーニングもやっていたら効果の精査もやっていたらなければならないということで、かなり大変なのではないかと思えます。

この際、生活衛生関係営業の振興における、国と全国センター、都道府県センターの役割を整理した上で、本来このセンターがやるべきことに特化していったらどうかと考えるところでございます。この補助金自体、いわば生活衛生業界の支援のための補助金ということでございますので、これだけの額が出れば、もっとも効果的、効率的に使う使い道はあるのではないかなあというような観点から御議論いただければと思います。

○熊谷進行役 それでは、取りまとめの寺田議員から主な論点をお示しいたします。

○寺田衆議院議員 今、行革担当部局からお話があったとおりです。先ほどまでのコマは、特定の方からいただいているお金という形でありましたけれども、今回、国費が4億円ほど投入されている事業であります。国民の税金が本当に有効に使われているのかどうかということをお気持ちに入れて御議論いただけたらと思います。

○熊谷進行役 それでは、御議論をお願いいたします。

○水上評価者 ではちょっとまず最初にお聞きしたいんですけども、これは、目的とかを読んでいるとそもそもよくわからないんですけども、「公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関連営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び経営者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため」といろいろ書いてあるんですけども、結局、この事業に補助を出していることによって何を高めたいというのが一番の目的なんでしょうか。

○説明者（厚生労働省） まず、この目的といたしましては、生衛業の経営なりの健全化を図り、それを通じて経営がしっかりなされることによって衛生水準の確保を図るということ。併せて、衛生水準の確保を図って、利用者の方々にも利益の擁護につながるということを目指すというものでございます。一番のポイントとしては、衛生水準の確保をしっかりとやっていくというのが目的になるかと思えます。

○水上評価者 衛生水準の確保を目指すことが一番の目的だということは、まず、では整理をしてもいいですか。

○説明者（厚生労働省） はい。衛生水準の確保を図るということでありまして。その中のものとして、やはり経営の安定化、経営の健全化というものが、生衛業にとっては、特に中小・零細が多い

ものですから必要であるというのがこの法律の目的になっております。

○水上評価者 まず、衛生の確保を図るということだとすると、ではこの補助金があることによってどれだけ衛生の確保に具体的な寄与があったのかということについては、どのような評価指標で評価されていますか。

○説明者（厚生労働省） 例えばデータでどうかといったことで言うと、厳密なデータというのはなかなか難しいところがあるかと思いますが、例えば新型インフルエンザの対応などが昨年ございましたけれども、それについて事例を申し上げますと、新型インフルエンザ対策のパンフレットをこのセンターで作りまして、これを連合会や都道府県指導センター、営業者の方にお知らせして、適切な手洗い、消毒などの対応が取れるようにするというところで、しっかり業界で対応できるようにしたと。そのほか、国の新型インフルエンザの情報を迅速に情報提供して不安を防止するといったようなことなどをやってきたということで、業界としても対応ができてきているというのが1つあるかと思いますが。

それから食中毒の発生などについても、やはりこのセンターから、連合会等々、業界の方を通じて支援するというところで抑えられるといったようなことが生じているのではなかろうかと考えております。

○水上評価者 例えば新型インフルエンザの、しっかり消毒しましょうみたいな話は、恐らくこんな補助金が全く出なくても、きちっと各業界、絶対やらなければいけないことだと思いますし、あるいは情報提供という話であれば、こういうお金を出す以前の問題として、きちっと厚労省として情報を開示して提供しなければいけない。それはお金を出すという話ではなくて、情報を提供しなければいけないということかと思いますが。

ちなみに、いろんな事業をやられていて、見ましたら、例えば組合員証ステッカーをつくるとか、経営改善テーマを探すための実態調査をするとか、それが結局どれだけ衛生環境の改善につながるのかということの関連がよくわからないものが随分たくさん散見されたんですけども、だからイコールだめなのかということもよくわかりませんが、まず、本当にこのもともとの政策目的との関係で、各事業をきちっと精査、評価されているのかということ、そこがそもそもちょっと疑われるのではないかという内容が実際の事業の中には散見されるんですけど、その辺りはいかがですか。

○説明者（厚生労働省） この振興の助成費のことで事例として挙げられましたので、それについて申し上げますと、喫茶の方でのステッカー事業のことなど、ごく一部のところでそういったことをやられているということでございますが、この振興事業をやることについてはどういう項目が対象になるかということについては、事業の方針を示しております。サービスの拡大とか消費者利益の確保につながるとか衛生水準の向上や環境保全につながる等々、いろいろ、7項目ほどございますが、その中でやはり組織の活性化や強化とかいったことも経営の安定化を図っていくといったことで重要であろうということで項目として挙げているところで、そこで採択された形になっておりますが、いろいろ事業内容については、申請が上がってきたものについては、全国センターに審査委員会を置いていますので、そこできっちり精査をして、その後のフォローアップをしっかりして



いるところでございます。

○水上評価者 衛生環境が改善するためには、組織の活性化が必要だとか、経営状況が改善しないとだめだという話をしてしまうと、その瞬間から目的ってぼやけると思うんですね。

つまり、結局それって業界補助以上の何ものなのだろうかということがよくわからなくなってしまおうと思うんですが、本当に衛生環境を改善するためだということであれば、リジットに、衛生環境がどれだけ改善されるかという軸できちんと定量評価をして、それに見合わないものについては全くやらないということであれば、勿論、政策目的との間で関連はわかりますけれども、それを高めるためには間接的に各事業者の経営状況が改善しなければいけませんと言いはじめると、結局それは経営補助以外の何ものなのだという話になってしまうと思いますが、その点いかがですか。

○説明者（厚生労働省） この業界、非常に中小・零細が多い業界でございますので、まさに、勿論、衛生の規制というのをしっかりやっていく必要がございますけれども、経営の基盤とかがしっかりするということが大事であります。したがって、経営と振興一体となって指導、支援をしながらやっていくということがこの業としての一つの特色になっておりまして、この法律もそのような立て方になっているところでございます。

○寺田衆議院議員 業界の中で、権限の付与も国からなく、皆さんから集められた会費の中でどのような活動をするかということに関しては私たちは口出しするようなことではないと思うんですが、今回、国費が出ている、皆さんの税金が出ていることですので、多少ちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、今あるあったとおり、さまざまな事業にお金を出されていて、一例を挙げると、おもてなしに関する教材DVD作成及び研修会とか、やさしい店ガイドマップ作成及びMY箸普及事業とかに、何で私たちは税金を払ってこれを支援しなければいけないんだろうという国民の皆さんの気持ちはあると思うんです。ここに対して説明があればよろしくお願いします。

○説明者（全国飲食業生活衛生同業組合連合会） 今のやさしい店づくりというのは、我々がこの事業計画の中で、いわゆる高齢者、また障害者のそういう人たちが来たときの備えにしてやらなければならないという事業をやったことがございます。ましてや、今、御説明の中でありました、我々の業界にすれば、飲食環境を取り巻く我々零細企業の場合は物すごく厳しいものがあります。まごまごすると取り残されて、もうそれこそチェーン店、その他でもって個店が続かない様相が、そういう時代になっております。そのためには、ある程度やはりお客様のニーズに合う、最近出ているたばこについては、吸わせないか吸わせるかしっかり皆さんで考えてください、それから原産地表示はきちんとしなさい、いろいろの問題をやはり事細かく説明をしてやらないとなかなか浸透ができない。ましてや、それが、一々ペーパーで読むのではなくて、来ていただくにしても、県全体の広い中で集めるということは、年、それこそ何回も機会が持てないので、趣旨が徹底しないとしますので、その辺、御理解をいただきたいと思っております。

○市川評価者 済みません。1つだけお伺いしたいんですけども、Sマークというのをやっておられますね。このSマークには国費は入っているんですか。

○説明者（厚生労働省） 入っていません。

○市川評価者 わかりました。済みません。

○南評価者 お話を伺っていて、中小・零細というのはあると思うんですが、今おっしゃっていただいたように、今、時代は、この制度の事業開始の昭和 41 年、つまり、1966 年から 45 年ぐらいたっておりまして、全く環境が違ってきますね。つまり、中小・零細ということの保護、あるいはその衛生環境という問題の一方で、こちらにカテゴリーでなっている業界はほとんど主流がかなりチェーン店化してきている。この中で、一体全体、衛生というくりでいいのかどうかなんですね。こういった業界の中でもうほとんど数もないようなところも幾つか含まれるわけですから、政策的な展開というのはいま少し工夫が、要するに、四十数年たって何を重点化するのかとか、何を対象にするのかというのはいま少し明確にしないと、先ほどインフルエンザとおっしゃいましたけれども、これは去年の話でありまして、この数十年に、何がメインだったか、あるいはその反省に立ってどういう事業形態を考えるのか、あるいは組織はどうなのか、もう考えなければいけないものだと思うんですが、それが何もないというのは、非常に国費投入の事業としてはおかしなことだなあ。この辺は、厚労省の方はどうですか。

○説明者（厚生労働省） 感染症については、今、新型インフルエンザで事例を申し上げましたけれども、O-157 があつたり、BSE があつたり、ノロウイルスもあつたり、絶えずいろんな感染症があつて、それが飲食業や理容・美容・クリーニングなど、いろんなところに影響を及ぼしております。非常に打撃をこうむった事例もありまして、そういったところについては融資制度で対応したりといったようなこともやらせていただいております。そういう意味で、感染症対策というのは一過性のものではなく、毎年毎年新しい形で出てくる。そういったことについてしっかりやる必要がございます。

それからもう一点、チェーン店化しているとかいうことでおっしゃいましたが、この生衛業については、圧倒的に中小・零細が数多くございます。家族経営が圧倒的に多い。7割が5人以下の事業所でありまして、それから家族経営というのは8割程度といった形でございますので、そういう形で中小・零細のところがしっかり衛生水準を守ってこそ、我々国民が安心してサービスを受けられる、こういうものだと考えております。

○南評価者 私の言った趣旨とは全く違っておりまして、私は、チェーン店があつたからこの事業要らないと言ったのではなくて、時代の変化に応じて、今おっしゃっているのは、一番の問題としては中小・零細の支援ということが基本になるのではないですかと。四十何年前を見てみれば中小・零細が主流であつたわけで、そのときの衛生管理の問題と今の衛生管理の問題は、ではチェーン店ができたときにどうするのか、さまざま変わっているでしょう。その中でどっちが主なのか。つまり、中小・零細ということであればそちらに主眼を置くし、衛生ということだけでくるのであれば、ちょっとこのくり方というのはまた違ったくり方が出てきているのではないか。そうした時代の変化に対してどう対応しているんですかということをお聞きしたのに、それが、感染症は常にあるとか、常に中小・零細だとかいうことでは、この四十数年の流れは説明できないと思ったから聞いたまでです。

○説明者（全国生活衛生営業指導センター） 指導センターであります。41年からというお話がございましたけれども、振興事業については平成 15 年からでございます。それから大きな流れで

見ますと、確かに法が一番最初に昭和 32 年にできたときは、業界保護の色彩が強い法律でありました。ただ、私ども指導センターができましたのは昭和 54 年で、このときに新たに業界本位ではだめだということが国会で議論をされまして、これは消費者の対応、幅広くそういう観点を入れるということで、今、法律に、振興と併せて、「自主的な」というキーワードであります。最大は衛生水準の確保ということですが、そこは、御商売、父ちゃん、母ちゃんで行っている零細のところは歯を食いしばって、食中毒起こしたらもう廃業ですよ。その飲食店は立ち直れないという現実があるわけでありまして、そこは衛生の知識を絶えず注入していかなければいけない。今の口蹄疫の問題も、やがて我々飲食店に影響が来るけれども、我々は自力でそれを受けとめ、どうしたらできるのかということも訴えていきたいと思っておりますし、年中、感染症、いろんなことが出てきます。鳥インフルエンザの話、今、課長が言いましたようなこと、それに常に対応して、何よりも国民の不安の解消だと、業界を通じてそのように考えております。

○水上評価者 中小・零細の事業者が多いという話をされていますね。例えば中小の事業者が多くて、中小の事業者にきちっとした支援をしないと、彼らは経営環境が余りよくないから、なかなか衛生水準の確保のために投資ができませんというのであれば、直接彼らに補助する仕組みを考える必要があるかもしれません。

ただ、衛生目的の、水準の確保という政策目的から考えたときに、この財団をわざわざ経由して、かつ、業界団体を經由して、補助をすることが政策目的に本当にならなっているのかどうかという点についてはかなり疑問がある。その疑問の源泉の中には、さっき個別具体的に言った、各事業がかなり効果という意味で怪しげな事業が混ざっているということが背景にあって。

中小・零細の事業者にきちっと水準担保してもらうのは必要だというのはわかります。だとしたら、本当にこのやり方なんですか。わざわざ財団法人を經由して、更に業界団体も經由して、これは自動的に中抜き構造自体は擁護して、このやり方をしなければ水準は確保できないんですか。

もし水準、このやり方でないと確保できないというのであれば、政策目的との間の具体的な定量的評価軸を出してくださいと最初に申し上げましたが、それは出てこない。だとすると、やはりこのやり方で本当にいいのかという疑問はぬぐい去れないなという評価をさせていただかざるを得ないと思うんですが、いかがですか。

○説明者（厚生労働省） かなり怪しげな事業をやっておられると言われましたけれども、各連合会、一生懸命取り組んでやっておられます。それを怪しげと言われるのは非常に心外でございます。各それぞれやっておられます。それから、まさに、120 万事業所がある中で、一件一件配ってというのはとてもできる話ではありません。やはり連合会とか組合とか、そういう組織を使って、そこにお金を助成して、そこを通してしっかりやらせていただくということで効果を上げる、少ないお金で効果を上げていくというのが今の助成金なりの仕組みであると考えております。

○寺田衆議院議員 理念に関しては十分理解します。やろうと思っていることに関しても、今、御説明いただいたのは理解しています。ただ、実際のところ、業界寄りでないような議決がありましたというような話がありましたけれども、一つひとつのメニューを見ていたら、女性部会の立ち上げのための資金になっているとか、あと、衛生管理どうこうと、そのためにお金を使っていたく

のは国にとって大事なことだと思います。そのためには使ってほしいとは思いますが、電子レンジ調理技術講習会事業とか、抽象的には立派なことを言われていて、それには賛同したい気持ちはあるんですが、いざ、どういうお金の使い方されているのかなと見ると、やはり甚だ理解できない部分が出てくる。ここのギャップが解消されてくれば、ここでは余り大きな議論にはならないと思います。実際のところ、いや、しっかり精査しているんですというお話ありますけれども、では一個一個どういう事業をやったか見せてくださいということになると、納得できないような事業がまぎれ込んであるということだと思います。このことに対しての改善点というのは、省として持ってないんですか。

○説明者（厚生労働省） いろいろ、こういった事業についてどうかという御指摘なり、もっと精査をすべきだという御指摘につきましては、我々、省としても真摯に受けとめてしっかり考えていきたいと思います。

○熊谷進行役 真摯に受けとめて、の中身で、先ほどあった、このセンターを通じて更に16のそれぞれの生衛の組合を通じてやっていることと、都道府県指導センターを通じてやっていること、具体的にその中身、最終的にたどり着いたときには、数十万円とか百数十万円とかいう単位の助成が多いですね。ここで議論しているのは、生活衛生の関連業種の方々を支援する、中小・零細のそういう皆さんの環境をしっかりと整えていくということを否定しているわけではなくて、実際、最終的にそこに結びついているのが必要な手立てが打たれているのか、国から業界団体、あるいは国から都道府県のセンターを通じたやり方が本当にいいのか、もっと現場に近い、あるいは都道府県、市町村とかと一緒に現場に近いところで連携することの方がより効果的な施策が打てるのではないのかとか、そういう角度の議論の中で議論させていただいているので、今、課長がおっしゃられた話をそのままオウム返しをするとすれば、その個々の事業がどれだけ役に立っているのかというのをやはり定量的にしっかりお示しをいただかないと、個々にはいいことやっているんですけどごくつとと言われても、一体ではこれはどうなんですかと、一個一個、先ほど例示もありました。そのことを含めて、やはり話をしなくてはいけなくなるわけです。DVDの作成が一体業界団体のこれからの将来にどのようにつながっているんだとか、支援協議会たくさんつくっているけれども、その支援協議会つくったことがこれからのそれぞれの組合活動の中にどのように生かされるのかとか、それを説明してください。

○説明者（厚生労働省） 支援協議会たくさんつくっているということにつきまして、後継者育成支援事業のことかと思いますが、後継者支援育成事業というのは都道府県の指導センターでつくってしまっていて、そこでいろんな後継者支援のやり方について新しい知恵を出して、業界として取り組んでいけるようにしようということにしております。効果測定としては、まずはどれだけの方がそこに参加されたか、それから、ゆくゆくは就業にどれぐらいつながったかというのは1つ大事なことかとは思いますが。

それからもう一つ、業界の方で、振興事業などで効果といった点については、なかなか正直いって難しいところはございますけれども、ただ、業界の中で新しいメニューができたり新しい取り組みが行われるということになりますと、それはやはり業の活性化につながるような形になると思

ますので、少し長期的に見ていく必要があると思います。

それからもう一点、中身につきまして、いろいろ全国センターの方の審査委員会等でしっかりや  
って見ていただいているところがございますけれども、今日の御指摘なども踏まえて我々としてもしっかり見  
ていきたいと思っております。

○熊谷進行役 そろそろシートをお願いいたします。

○亀井参議院議員 今回、仕分けの対象とする公益事業法人を選択する際に、補助金の率がどのぐ  
らいかというのは一つの参考基準だったんです。138 ページを拝見いたしまして、国、独法からの  
支出の依存率が 69.9%ですから、約 7 割は国からのお金で成り立っている法人である。そして、業  
界、大部分が脆弱な中小・零細企業で構成されているにもかかわらず、会費も特別会員から負担し  
てもらっている構造ということがわかります。そして、常勤職員の数が 9 人ですよね。けれども、  
担当している業種は非常に広くて、134 ページを見るとわかりますけれども、理容・美容、クリー  
ニング、旅館、公衆浴場、興行場、飲食店つらつらと、現在、17 業種について 576 の生活衛生同  
業組合と 16 の生活衛生同業組合連合会ですので、常勤職員 9 人に対して、1 人 1 業種以上とい  
いますか、はるかにこの業種と組合の数の方が多いので、この状態を考えたときに、普通に考えて、  
助成することは全く問題ないのですけれども、ここは単純に資金配分をしているだけではないか。  
マンパワーから考えてそんなに詳細に補助事業の内容を精査できるわけではないでしょうし、この  
形態でやるのが果たして正しいのかどうかというのが論点ではないかと思いますが、これは厚生  
省にお伺いいたします。

○説明者（厚生労働省） 今、御指摘の点でございますけれども、このセンターは、助成を行うに  
当たりましてはしっかり審査委員会なりで見てやっておりますのと、それから事業の中身につ  
いてもチェックをして、指導して、フォローして、しっかりやっております。ただお金を配っている  
わけではございません。

それからそのほかの、この補助金の中にいろいろございましたけれども、都道府県の指導センタ  
ーの人材育成や、それから研修などやっておったりしまして、都道府県の経営指導員、そこにお  
りますので、そういった方々が現場でいろいろ御相談したりして対応させていただいたりして  
います。それから、連合会を通じて各組合の方にもしっかり対応させていただいている。そう  
いう形で、いろんな団体を支援しながらその中でやらせていただいているということでござ  
います。

それからお金につきましても、指導事業や研修事業、そういったものにお金を使って、この 9  
人の者がやらせていただいておりますと、しっかり、有効に使わせていただいていると考  
えております。

○市川評価者 申し上げたくないんですけれども、これは、今、熊谷さんがおっしゃったこと  
をもう一回だけ申し上げます。こうした場で議論する場合に、何回も皆さんおっしゃっ  
ているように、目的はとても重要なことだと思うのですが、ただ、今の御説明の中  
に、例えばしっかりと、有効にとか、そういう、本来的に言えば、何らかの根拠がある  
のかもしれないんですけれども、具体的に私たちも、幸か不幸か、それについて何  
らかシートに書き込まなければいけないときに、公衆衛生のためにしっかりやっ  
ています。しっかりやっていますとか、これは有効なんです、少ないお金

でこれだけ頑張っているんですけど、もしあなたが私たちの立場で言われたときに、それでこの事業の有効性というのを御判断できますか。

もうこの事業仕分けの対象になっていることが十分にわかっているわけで、先ほど来、前回のときも、この前のコマもそうですけれども、具体的な内容についてお伺いすると、具体的な数字は一つも出てこない。役に立っています。しっかり頑張っています。やはりこのところをきっちり言っていたかかないと、逆に、物すごく大事なことをやっているのに、受け答えがおかしいから、事業の廃止としてしまって、後になって実は大変なことになっているとか、そういうところをきっちりやはり御説明になるのが、それが厚生労働省から来ている方の責任ではないんですか。

○説明者（厚生労働省） ここに本日お示しさせていただいているとおりの、成果の実績などを挙げておりますけれども、こういう振興事業なりを行う中で、振興計画、各組合が立てるのに反映したり、あるいは個々の事業者が経営相談とかをやったりした上で政策金融公庫の貸付につながっているというのが、これはまさに一つの重要な効果だと思います。それから、感染症の問題などがどれだけ起こっているかというのは、効果測定は科学的にもなかなか難しいと思います。

ただ、実際起きたりしたら、それはまさにできてないということで、感染症といったものは見るしかないのではないかと思います。何も起きてないと、食中毒とか大きな事故が起きてないようになっているというのがまさに効果が上がっていることの一つの大きなあらわれではないかと思えます。

○熊谷進行役 先ほどの理・美容のときから、クリーニングから、ここまでずうっとそうなんですけれども、具体的にお尋ねをすると今のような話になってしまうわけですよ。例えば生活衛生環境を守るんだと。こういう生活衛生の関連の組合の皆さん方の利益を守るんだと、共通にやらなくてはできないことをやるんだという話になったら、例えば食中毒が起きている件数が、少なくとも組合の中で過去 10 年間でこういう活動を通じてこのぐらい減りましたとか、いや、起きる余地はなくなりましたとか、クリーニングでのこういう事故はこのような形で減りましたとか、経営環境はこのように改善されましたとか説明してくれないと、それは個々の営業店の皆さんがお店に行ったときに聞く話と、厚労省の皆さんがこの 4 億幾らのお金を使ってやっている事業の説明とは次元が違うでしょう。

○説明者（厚生労働省） 今、食中毒の話でちょっと申し上げますと、飲食店の施設数、大体 150 万件ぐらいございますけれども、年間の食中毒、大体 700 件ぐらいでございます。施設数の分の件数で言うと 0.05% という形で、この程度の水準でずっと推移してきているところでございます。死亡事故といったものは、飲食店で見た場合に、平成 17 年に 1 件ございますけれども、その後起きてないという形で、まれにぽつと起きるような状況になってきております。飲食店、過去にはもっと起きていた時代もございましたけれども、そういった形で下がっております。

それで、これに入っているかどうかということでの効果測定、それは非常に難しいです。いろいろな科学的なデータを集めるときにそういうことをやるというのは極めて難しいので、ある意味で大ざっぱになりますけれども、そういう指標で既存のあるようなデータで調べる必要があると思えます。新しく科学研究の費用を取ってやったりというのは非常にコストもかかりますし難しゅうご

ございますので、我々は既存のデータのある中で解釈をしていく、こういうことを取るしかございません。

○熊谷進行役 いや、その解釈をお尋ねしているんですよ。その食中毒の件数が、過去十数年にわたってこういう形で推移してきているということを考えたら、今この補助金を使ってやるべき事業の優先順位として何をするかというのは10年前とは変わるというわけですよ。そういう判断があるというわけでしょう。

○説明者（厚生労働省） はい。食中毒というのは。

○熊谷進行役 今、食中毒はあえて例で挙げただけなので、そういう政策判断を厚労省さんがするときに、ここに具体的に打たれている事業と、政策目的としてやっていることとの間の関連性とか有効性とか、もう既にこの時点でやるべきことは終えて、次はここだというふうに向かうような分析とか、検討とか、政策的な柱立てというのはあるわけでしょう。そのときに説明をする効果指標、効果測定するときの材料というのがここに示されないと、議論すらできなくて、しっかりやっています、いいことやっています、センターで、評価委員会でちゃんとやっていますと言われたってわからないでしょうという話をしているわけですよ。

○説明者（厚生労働省） この事業シートについては、与えられた中で、限られた中でお示しを。

○熊谷進行役 課長のこれまでの説明がずっとそうだったでしょうと言っているんですよ。

○説明者（厚生労働省） いや、ただ、今、申し上げますと、感染症対策というのはこれまでしっかりやっていたから、そこで手を抜いたらいいであろうというものでは決してありません。これからもいろんな形で出てくるわけですから、感染症対策というのはこの生衛業でしっかりやっていくというのが。

○熊谷進行役 言葉をしっかり選んで言ってくださいよ。誰が手を抜けなんて言いましたか。

○説明者（厚生労働省） 見直しをすべきではないか、そろそろ考えるべきではないかとおっしゃったから、私は。

○熊谷進行役 考えるときのエビデンスがどこにありますかという話をしているんですよ。

○説明者（厚生労働省） エビデンスといたしましては、感染症とはいろんな形で新しい顔が出てきています。したがって、それを引き続きしっかりやっていくというのは当然のことです。

○熊谷進行役 それをしっかりやっていきます、の具体的な中身を言ってくださいよ。今のこのセンター業務の中で何がそれか言ってくださいよ。

○説明者（厚生労働省） 例えば感染症についていろんな新しい型の感染症が出てきたら、こういう感染症でありますので、生衛業においては現場ではどういう対応を取ったらいいか、手洗いとか消毒のやり方をどうしたらいいかというのをつくっております。それはいろんな感染症の形態によって違いますので、それを指導センターでパンフレット等をつくってお配りして浸透させているところでございます。

○熊谷進行役 これ以上やっても、菊田議員から最後いただきますが、この都道府県指導センターを通じてどういう事業がやられているかということは、刷新会議のホームページにもし載せることが可能なのであれば、実際にこの一覧表を見ていただいて、今、課長がおっしゃられたことが、本

当にそういう業務をここでやっているのかどうかということは国民の皆さんにしっかり見てもらった方がいいと思います。これは事務局にお願いをしておきます。

○菊田衆議院議員 皆様方が全国の非常に経営基盤が脆弱な中小企業のために頑張っておられる、これはよくわかりましたけれども、ここもやはり御多分に漏れず、官庁出身のOBが天下りをされて、そして平成21年度、1,500万円ですか、報酬を得られている。こういうことに対してもやはり私たちは、これはいかなものかと。現場では本当に大変な思いをされていると御自身おっしゃっていましたが、こういうところに手をつけずに、幾ら中小企業のためにということを力説されても、やはり説得力は足りないのではないかなと言わざるを得ません。こういうことにまず率先してやはり改革を示していくこと、これを期待したいと思います。

○熊谷進行役 それでは、評価まとめりましたので、結論を寺田議員からいただきます。

○寺田衆議院議員 まずは数字だけお話ししたいと思います。評価者8名で、生活衛生振興助成費等補助金に関して、廃止が5名、地方/民間実施が1名、国等が実施で縮減が1名、当該法人が実施で縮減が1名でした。

これは説明が必要だと思いますけれども、ここにいる評価者8名が中小・零細の方々の生活、衛生的な面で何かしら国としてサポートをするべきだということ、この事業の目的自体に関しては大きな疑問は持ってないと思います。ただ、今、熊谷さんが言われましたとおり、ではその目的ののっつて、この仕組みで、そして具体的に支出されている内容を見たときに、果たしてそれが達成しているのかどうかということの説明が十分にありませんでした。私たちも、4億円という国のお金の使い方に関して一つの評価を下す中において、わからないまま存続が必要だとは決して言えません。

ですので、目的は必要だと思っています。小さいお店を一生懸命、私の友人でもやっていますけれども、すごく努力されているのはわかります。その方々の衛生に寄与したいという気持ちも私たちはあるんですが、特に厚労省から、そのためになぜ4億円が必要なのか、その4億円はどのような効果を果たしているのかという説明に関して、抽象的な言葉はありましたけれども、具体的な話は一切ありませんでした。ですので、私たちワーキンググループとしては、目的は非常に賛同しますし、そのために何かしら国として、必要であれば税金も使ってやるべきだと思っていますけれども、現在行われている仕組みの中で、そして現在行われている評価の中で実際されていることが果たして国民の皆さんに必要なと言えるほど私たちは自信のある説明をいただけてないので、この結果は廃止とさせていただきたいと思います。十分な説明と十分な効果測定を行ってください。

以上です。

○熊谷進行役 それでは、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。